

国産純粋種豚改良協議会の事業実施要領

平成 28 年 3 月 31 日 制定

平成 30 年 8 月 9 日 改正

第 1 趣旨

国産純粋種豚改良協議会（以下「協議会」という。）が行う純粋種豚の改良及び活用に関する事業の実施については、この実施要領に定めるところによるものとする。

第 2 事業の内容

1 同一基準遺伝的能力評価事業

協議会構成員が有する純粋種豚について、遺伝的能力を正確に見極めるため、同一基準による精度の高い遺伝的能力評価を行う。

（1）協議会構成員は、以下により遺伝的能力評価に要するデータの収集・提出を行う。

① 対象品種は、ヨークシャー種、バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種とする。

② データの種類は、次のとおりとする。

（ア）繁殖形質

生存産子数、死産数、哺育開始頭数、生後 5 日齢生存子豚頭数及び離乳頭数

（イ）産肉形質

概ね 105kg 時（困難な場合は 80～130kg の間で測定）における体重及び背脂肪厚

③ データの収集・提出は、協議会が別に定める「同一基準遺伝的能力評価事業のためのデータの収集・提出マニュアル」に基づいて行う。

④ データの提出先は、一般社団法人日本養豚協会（以下「養豚協会」という。）又は養豚協会が事務委託した都道府県の登録団体とする。

（2）養豚協会は、（1）によって協議会構成員から提出されたデータを 3 カ月毎に取りまとめ、独立行政法人家畜改良センター（以下「改良センター」という。）に提出する。

（3）改良センターは、（2）によって得られたデータを用いて、以下により遺伝的能力評価を行う。

① 対象品種は、ヨークシャー種、バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種とする。

② 評価形質は、次のとおりとする。

（ア）繁殖形質

生存産子数、死産数、生後 5 日齢生存子豚頭数及び離乳頭数

(イ) 産肉形質

生時～105kg 時における 1 日平均増体重及び 105kg 時における背脂肪厚

- ③ 評価は 3 カ月毎に行い、養豚協会に評価結果を提出する。
 - ④ なお、改良センターは、遺伝的能力評価に当たって、協議会構成員から養豚協会に提出されたデータを利用することができ、過去のデータの提出を協議会構成員に要請できる。
- (4) 養豚協会及び改良センターは、以下により評価結果を協議会構成員に公表する。
- ① 養豚協会は、協議会構成員単位に評価結果を別紙様式第 1 号により取りまとめ、各協議会構成員に公表する。
 - ② 改良センターは、品種・形質別に評価結果を別紙様式第 2 号により取りまとめ、協議会構成員に公表する。

2 種豚交流活用事業

協議会構成員が有する種豚の改良を効果的に進めるため、同一基準による遺伝的能力評価結果を活用して、協議会構成員間の種豚の交流活用を促す。

- (1) 協議会構成員は、(4) によって改良センターが公表する遺伝的能力評価結果を用いて、特長ある独自の種豚の改良に資すると思われる種豚を探索する。
- (2) 協議会構成員は、(1) の遺伝的能力評価結果から、独自の種豚の改良に資すると思われる種豚を見い出した場合は、当該種豚を保有する協議会構成員と種豚又は精液等の譲渡について協議し、育種素材として導入し活用する。
- (3) 協議会構成員は、(2) により種豚又は精液等を育種素材として導入した場合は、その内容について別紙様式第 3 号により養豚協会に報告する。
- (4) 養豚協会及び改良センターは、協議会構成員から要請があった場合には、種豚の探索及び導入を行うに当たって必要な助言及び調整を行う。

3 特定形質改良事業

特定の形質に関する改良を効果的に進めるため、中核育種群を形成し、協議会構成員内で育種素材として活用する。

- (1) 協議会は、概ね 5 年毎に、組織的に改良すべき特定形質に関する改良目標を設定する。この場合、改良目標の設定時期は、原則として家畜改良増殖目標策定時に合わせる。
- (2) 改良センターは、(1) の改良目標を達成するため、(4) によって改良センターが公表する遺伝的能力評価結果等を用いて、協議会内外から育種素材を収集し、特定形質について育種改良を行い、5 年後を目処に育種改良の中核となる種豚群を造成する。

- (3) 改良センターは、(2) を達成するための育種素材の選定、種豚群の規模、交配選抜方針等の基本的な育種改良計画を決定するに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴く。
- (4) 改良センターは、(2) の造成にあたり、定期的に協議会に進捗状況を報告する。
- (5) 改良センターは、(2) により造成された種豚群から生産される種豚又は精液等を育種素材として協議会構成員に供給する。ただし、改良センターからの種豚又は精液等の供給に当たっては、改良センターの関係規程による。

4 その他協議会が必要と認めた事業

協議会の目的を達成するために早急な取り組みが必要な事業について、役員会又は検討会等での承認により、会長が認め実施することができる。ただし、その事業の継続については、総会により議決する。

第3 事業実施上の留意事項

1 血縁ブリッジの構築

- (1) 協議会構成員は、農場間の血縁ブリッジの構築に資するため、協議会構成員間ににおける種豚及び精液等の提供及び導入について積極的に協力する。
- (2) 各農場間の平均血縁係数は、5 %を目標とする。
- (3) 改良センターは、定期的に農場間の血縁ブリッジを調査し、問題がある農場には具体的な種豚又は精液等の導入について助言を行う。

2 農場の衛生状況の把握

- (1) 協議会構成員は、構成員間における育種素材の配布及び導入が円滑に行われるようにするため、自農場の衛生状況の向上に努める。
- (2) 協議会構成員は、協議会への参加に当たり、別紙様式第4号により、農場における衛生管理状況の評価を行い、養豚協会に提出する。
なお、衛生管理状況に変化があった場合には、あらためて別紙様式第4号により、農場における衛生管理状況の評価を行い、養豚協会に速やかに提出する。
- (3) 養豚協会は、協議会構成員からの要請に応じて、(2) により得られた情報を提供する。

3 適正な情報の管理・運用

- (1) 当該事業によって得られた情報は、外部に漏洩するないように十分に注意する。
- (2) 当該事業によって得られた情報は、当該事業目的以外には利用しないものとする。

ただし、協議会が特段の理由により利用を認めた場合は、この限りではない。

4 情報システムの改善

養豚協会及び改良センターは、当該事業が円滑に進められるようにするため、情報システムの改善に努める。

5 技術的な指導及び助言

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構は、当該事業が円滑に進められるようになるため、データの分析及び解析並びに必要な技術的な指導及び助言を行う。